平成 28 年度兵庫県環境審議会大気環境部会(第4回) 会議録

- 日 時 平成 29 年 3 月 14 日(火)13:30~15:10
- 場 所 兵庫県職員会館1階 多目的ホール

議題

- (1) ディーゼル自動車等運行規制のあり方
- (2) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画 (案)」の県民意見提出手続の結果
- (3) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画(案)」

報告事項

- (1) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業の進捗状況
- (2) 2014(H26)年度温室効果ガス排出量のとりまとめ
- (3) その他

出席者	会	長	鈴木	胖	部	会	長	西村	多嘉子
	委	員	足立	誠	委		員	河原	一郎
	委	員	小林	悦夫	委		員	近藤	明
	委	員	堂本	艶子	委		員	吉武	邦彦
	特別多	5 員	住友	聰一	特	別 委	員	新澤	秀則
	特別多	委 員	森山	正和	特	別委	員	山根	浩二

 欠席者
 委
 員
 足立
 光平
 委
 員
 大久保
 規子

 特別委員
 小谷
 通泰
 特別委員
 福永
 征秀

 特別委員
 山村
 充

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環境 部 秋山 和裕 環境管理局長 春名克彦 長 和田 卓士 環境 政策 課長 武田 雅和 環境政策課政策調整班主幹 水大気課長正賀充 水大気課副課長 高原 伸兒 水大気課大気班長 津田 稔 温暖化対策課長 小塩 浩司 温暖化対策課副課長兼推進班長 吉村 陽 温暖化対策課計画班長 森田 敬祐 その他関係職員

会議の概要

開 会(13:30)

- 冒頭、環境部長から挨拶がなされた。
- 温暖化対策課計画班長から委員 11 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項 の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題(1)「ディーゼル自動車等運行規制のあり方」について

審議の参考とするため、事務局(水大気課大気班長)の説明を聴取した。(資料1-1~1-3) (主な発言)

(住友委員)

資料1-3について、面的評価が分からない。測定局で達成としているが、面的評価とはシミュレーションをするのか。測定局で測った結果がよい、悪いということを評価するのか。面的評価は地域全域のことをどのように評価するのか、少し分かりにくい。

(水大気課長)

面的評価については、おっしゃるとおりシミュレーションをして評価する形になる。

(近藤委員)

資料の1-2について、色々支援をされているが、これは対象地域外の車に対しても支援をされているのか。

(水大気課長)

御指摘のとおり、流入規制としているので対象地域外の事業者も対象としている。

(新澤委員)

今の近藤委員に関連して、8 t 以上のトラックが対象だと思うが、3ページの低公害車の議論で、8 t 以上が対象なのは「イ 普及のための支援措置」くらいではないかと思う。低公害車の普及の状況として、トラックの状況を説明して頂きたい。また、2ページで25%という数字があるが、これは想定通りの数字なのか。資料1-3の最後のところで、将来の推移等を考えるのに重要ではないかと思う。

(水大気課長)

大型車の低公害車の普及の状況について、私が知る限りでは、クリーンディーゼルというような形で、ディーゼル自動車の排ガスそのものはかなりきれいになってきており、大型については、天然ガスのものが最近できたと聞いている。

また、法の排出基準に適合しない自動車の割合について、車齢、つまり車そのものの使用年数がかなり延びてきているので、それらから判断すると、私はこの割合は想定より多いと理解している。

(新澤委員)

車齢が延びている原因は何か。

(水大気課長)

車齢については、車自体が丈夫になったことや、車を買い換えるだけの経済的な余裕がない 等の理由が考えられる。

(足立委員)

資料1-2の「2条例によるディーゼル自動車等運行規制」について、「ア規制の実施内容」の「カメラ検査、街頭検査並びに運送事業者及び荷主等の立入検査」というところの「事業者」と「荷主」という言葉と、「イ 検査結果」の違反車両の使用者に対しては文書警告と立入検査となっているが、「事業者」と「使用者」という言葉は2ページで実際の検査結果で分類分けされているが、ここの関係をどう読むのか。また、文書について内容や件数はどうなっているのか。

(水大気課長)

まず、文書について、ここには文書の警告件数はないが、基本的には違反車両、延べにはなっているが、違反の台数だけ文書警告している。

「運送事業者」は、いわゆる車を持っている会社という意味で運送事業者という文言を使っており、「使用者」は、運転をしている方、車両の使用者という意味で使っているので、広くは違反車両の使用者も運送事業者と読み替えてもいいかと思うが、白ナンバーの車もあるので、そういう意味で使用者という意味である。

(近藤委員)

資料1-2の表2について、違反者の内訳で、白ナンバーと緑ナンバーの比は分かっているのか。

(水大気課長)

集計をしているかどうかは分からないが、割合から言えば圧倒的に緑ナンバーの車が多いと思う。

(河原委員)

同じく表2について、県内と県外でそれぞれ台数が書いてあり、割合的には県外の方が多い。

そういった意味では県外から流入してくる車の影響が非常に大きいが、都道府県間の連携や対 策は準備されているのか。また、今後どのように考えているのか。

(水大気課長)

平成16年10月に運行規制を条例に基づいて実施した時に、兵庫県以西や四国において、まずその県のトラック協会や環境部局に規制内容の周知をお願いに行っている。当初は一生懸命やっていたが、最近は規制内容が定着しているというか、PRだけではないとは思うが、車両の買替えも進んでいることも相まって図にあるように違反件数は減っている。

(鈴木会長)

資料1-3について、これは国の中間レビューのことを言っているのか。

(水大気課長)

そのとおりである。

(鈴木会長)

ところが、「2 中間目標の達成状況」では、まず「(1) 測定局における環境基準達成状況」とあり、次の「(2) 中間目標の達成状況に関する評価と考察」では、中間目標は達成できなかったと文面が出てくる。これはおそらく測定局の分布と中間目標をどのように全体で見ているのか関係が分からないから、(2) が何を意味しているのかよく分からない。要するに、測定局における非達成は、東京と大阪を除いて、自排局も含めて0局であるにもかからず、(2) で中間目標は達成できなかったというのが、どういう文脈で出てくるのか。

(水大気課長)

(1) で一般局については、非達成は0局なので全局達成しているが、自排局については、 NO_2 、SPMともそれぞれ非達成が1局ある。平成27年度の国の中間目標は対策地域内の全ての測定局で環境基準達成となっており、そういう意味で測定局がそれぞれ1局ずつ達成をしていないので、中間目標を達成しなかったという評価になる。

(鈴木会長)

そうは読めない。また、中間レビューで平成4年制定したものと、そこから平成23年に変更したものの両方が混ざって説明に入っており分かりにくい。今の説明では、達成できなかったではなく、ほとんど達成できたことになると思う。そういった意味でも全然印象が違う。測定のやり方とその制度が途中で変わっているのをうまく説明しないと、ここの文章が何を言っているのか分かりにくい。説明を変えるべきである。

(水大気課長)

次回整理をして、資料を説明させて頂く。

(鈴木会長)

非達成が1局だけで中間目標を達成できなかったという評価もおかしい。

(小林委員)

今、鈴木会長が言われたので気になったが、この文章は国が書いた評価の文章そのままかと 思っていたが、そうではないのか。これは県がアレンジしたのか。

(水大気課長)

基本は国の文章ということになる。

(小林委員)

そうなると、頭にこれは国の報告書ということを記載し、総量規制は兵庫県が勝手にするのではないとすべきである。また、先ほど住友委員が質問していた件と同じで引っかかったのだが、中間評価で非達成が1局あったから達成しなかったと書きながら、一番最後の平成32年度の目標では対策地域全体における面的評価になっている。すると、これは平成32年度では1局くらい超えてもよいということか。

(水大気課長)

資料1-3の「5 平成32年度目標の評価手法について」に書いてあるように、測定局の達成及び面的評価で評価する。

(小林委員)

これはどう違うのか。

(水大気課長)

交差点や道路沿道を含めるということである。

(小林委員)

測定局以外のところでも、計算して評価するということになるのか。

(水大気課長)

そのとおりである。

(山根委員)

資料1-2の2ページの「エ 買替え支援措置」について、これを実際に活用したのは312 台というのがあるが、実際にいわゆるポスト新長期規制の車両等に切り替わっている率が県内の登録台数のうち何台程度になっているか、比率がこの後も伸びていくかどうかという経年変化というか、そういうデータはあるのか。というのは、今後どうすべきかは、今後のベクトルがどちらを向いているのか、そのまま横滑りしていくのか、もう停滞するのかにもよる。

(水大気課長)

自動車検査登録情報協会のデータで初度登録等から取りまとめればそこの割合は分かるのか と思う。今後資料でまとめてみたいと思う。

(吉武委員)

県の自動車排出ガス対策で、具体的にはどういう目標になっているのか。

(水大気課長)

県においても、国の基本方針と同じように、平成 27 年度は測定局で環境基準を達成することとしており、これについては測定局全局で $NO_2 \cdot SPM$ いずれも環境基準を達成している。 平成 32 年度において、測定局の環境基準の達成に加え対策地域内全体における面的評価でも環境基準を達成するということで、国の方針と同じである。

(吉武委員)

ということは、例えば運行規制で違反車両が何%以下とか、買替え支援をどの程度の台数に する等の目標ではないということか。

(水大気課長)

そのとおりである。

(新澤委員)

達成の手段として色々な施策のメニューがあって、その中の1つ1つであるということになる。目標ではないが、それらを組み合わせてやらなければならないということになる。

資料1-3の「4 基本方針に係る施策の今後の取組」で対策を要する交差点付近等の地区を 絞り込み、必要な対策を講じるとあるが、兵庫県の場合はこういった事例はありうるのか。

(水大気課長)

国からのデータも借りながら、来年度シミュレーションをして、該当する交差点を絞っていくということである。現在あるかないかは分からないので、実際にシミュレーションして、そのような交差点があるかを確認していく。

(西村部会長)

他に御意見はないか。それでは、今後の進め方について本件については、前回、平成24年度 に見直しを行った時と同様に「小委員会」を設置し、御専門の委員に御審議していただきたい。

小委員会の委員については、「兵庫県環境審議会の運営に関する規定」第 10 条に基づいて、 部会長が指名するこことなっているので、私から指名させていただく。

小委員会の委員は、小林委員、近藤委員、山村委員と私の4名とし、小委員会の委員長は私 が務めさせていただく。

最後に全体のスケジュールについて、事務局から説明願いたい。

事務局より小委員会設置案が配布され、水大気課大気班長より小委員会設置案のスケジュール案について説明がなされた。

(西村部会長)

事務局から小委員会設置案のスケジュール案について説明いただいたが、御質問・御意見はないか。

(小林委員)

スケジュールで一番気になるのは、小委員会が2回あるが、2回目で今後のあり方検討と同時に小委員会報告まとめとなっており、今後のあり方検討が1回で終わってしまっている。これでよいのかと思う。できれば、5月の第1回小委員会で、シミュレーション方法等の検討だけではなく、あり方の骨子について議論するということを是非お願いしたい。そうしないと、第2回の小委員会で、このあり方では駄目だとなると止まってしまう。是非お願いしたい。

(水大気課長)

丁寧に審議をしていく必要があると思うので、御指摘を踏まえ、そのように準備させて頂く とともに、小委員会長の西村委員と御相談のうえ、小委員会の開催回数については検討させて 頂きたい。

(西村部会長)

以上のスケジュールに沿って、第1回のところに、今後のあり方の検討内容の骨子を検討するということで入れて頂く、そのように進めたいと思う。

議題(2)「「兵庫県温暖化対策推進計画(案)」の県民意見提出手続の結果」について 審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。(資料2) (主な発言)

(新澤委員)

資料2の2ページのキャップ&トレードに関する意見に対する考え方について、文章の前段部分で「公平な個別排出枠の設定が困難である」と述べてしまうと、国もできないのではないかという意見が出てくると思うので削除した方がよい。

(温暖化対策課長)

御指摘のとおり削除させていただく。

議題(3)「兵庫県温暖化対策推進計画(案)」について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。(資料 $3-1\sim3-2$) (主な発言)

(河原委員)

資料3-2の30ページに追加されたHEMSに関する文章について「電力のピークカットや自家消費を促し」とあるが、ある程度の知見を持っている人が読めば分かるが、いきなり自家消費と言うと一般県民には分かりにくいのではないか。自宅に設置の太陽光発電による自家発電を自家消費するという意味だと思うが、現在の文章ではそれが分かりにくい。

(温暖化対策課長)

それでは「太陽光発電等」という文言を追記させていただければよいか。

(鈴木会長)

それでは説明不足。ここでは自家消費に移行することを促すという意味なので、太陽光発電とは限らない。ピークが増える時には節約して、需要が少ない時に移す等の説明がないと一般的ではないので、一言で説明するのは難しい。

(温暖化対策課長)

用語解説に追記させていただく。

(足立委員)

パブリック・コメントの意見を踏まえ資料3-2の2ページに「兵庫県強靱化計画」を追記しているが、一般の方には強靱化計画という言葉自体が分からないので、用語解説の中に概要を追記した方が分かりやすいのではないか。

(温暖化対策課長)

用語解説に追記させていただく。

(西村部会長)

今議題に挙がった強靱化計画についてはかなり前に国が始めて、そこから県や市町村へ移行してきている。私どもも市の広報では強靱化計画という文言はよく見かける。一体何を強靱化するのか疑問に思うこともあるので、具体的に環境との関連を持たせて説明することで一般の方にもよく分かると思うので、用語解説に追記いただきたい。

(近藤委員)

前の議題に戻ってしまうが、資料2の6ページのZEB・ZEHに関する意見について、これらはすでに活発に取組がなされているにも関わらず「今後検討します」とされているが、計画に追記しないのはなぜか。

(温暖化対策課長)

まずZEB・ZEHという言葉がまだ完全に普及していないのではないかという理由がある。 当然我々も検討してみたが、県の住宅施策の中で、まだこの用語を使いこなせていないという 状況にある。ただ、個々の施策の中で住宅に太陽光発電や蓄電池、断熱効果等を個別に取り込 んでいくことは随所に盛り込んでいる。しかし、即ZEB・ZEHに結びつける段階には至っ ていないという住宅施策サイドの判断があった。計画を随時見直していく中で盛り込めるので はないかと考えている。

(温暖化対策課計画班長)

御意見としては既存建築物と指定されていたので、これはまだハードルが高いということで 検討課題とさせていただいた。

(近藤委員)

新設と解釈し、そう追記してもよかったのではないか。 ZEHについてはまだであるが、 ZEBについてはかなり普及していると思う。

(温暖化対策課長)

直近の見直しの時点で検討としたい。

(森山委員)

資料3-2の39ページに第7章のタイトルとして「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」とあるが、一般的に適応策を考える場合には異常気象等の気候変動への影響に対する適応策を考えると思う。温暖化に気候変動を盛り込んでいると思うが、タイトルに気候変動という

文言を入れた方がよいのではないか。

(温暖化対策課長)

県としては気候変動の内容も含めて温暖化という表現ができるのではないかと考えている。 また、こちらの文言については以前から打ち出しており、県ではこちらの方が通りがよいので はないかと考えている。兵庫県は適応策先進県と環境省からも言われており、環境省が気候変 動の適応計画を打ち出す以前からこのネーミングで取り組んできたので、兵庫県版としてはこ のネーミングを使わせていただきたい。

(西村部会長)

他に御意見はないか。それでは、今後の進め方について事務局から説明願いたい。

(温暖化対策課長)

先ほど、用語解説に説明を2点追記するという御意見をいただいたが用語解説は本体ではないので、御了承いただけるなら答申の文書案について御審議いただきたい。

(西村部会長)

事務局から今後の進め方について説明いただいたが、異議はないか。

(異議なし)

(西村部会長)

それでは、答申の文書案について事務局から説明願いたい。

事務局より答申の文書案が配布され、温暖化対策課長より答申の文書案について説明がなされた。

(西村部会長)

事務局から答申の文書案について説明いただいたが、異議はないか。

(異議なし)

(西村部会長)

修正意見がないので、鈴木会長から答申をいただくこととする。

事務局が答申を準備。鈴木会長と環境部長が中央スペースに移動。その後、鈴木会長が答申 書を読み上げのうえ、環境部長に答申を手交。

(環境部長)

答申をいただきありがとうございました。この答申をベースに県として計画を策定し、広く 県民にPRし、県民と一体となって対策を推進したい。

報告事項

- (1)「再生可能エネルギー等導入推進基金事業の進捗状況」について 審議の参考とするため、事務局(環境政策課政策調整班主幹)の説明を聴取した。(資料4) (発言なし)
- (2)「2014(H26)年度温室効果ガス排出量のとりまとめ」について 審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課副課長兼推進班長)の説明を聴取した。(資料5) (主な発言)

(新澤委員)

業務部門の削減量が8.5%と大きいが、ここに記載されている増減理由だけでここまで削減できるのか。

(温暖化対策課副課長兼推進班長)

この結果については、増減理由で整理したものの他、2014年度の夏場の平均気温が例年に比べ1℃ほど低く、冬場は平年並みであったこと、また、業務用の延べ床面積の推移が前年度とあまり変わらなかったのに対し、業務用の床面積当たりのエネルギー消費量が全国統計で2013年度比で5.1%減少と削減が進んでいたこと、それに加え、電力排出係数が原子力発電所の停止に起因し増加していたが、2013年度については0.516、2014年度については0.523とほぼ増加傾向に歯止めがかかってきたこと、これらが要因になったと考えている。

閉 会(15:10)